

福島県県中地域産業活性化協議会規約（案）

（目的）

第1条 この協議会は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに同条第5項の規定による同意を得た基本計画（法第6条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他地域における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項について協議を行うことにより、県中地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 前条の協議会は、福島県県中地域産業活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（設置）

第3条 協議会は、別紙記載の次の者を委員として設置する。

(1) 郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

(2) 福島県

(3) 法第5条第2項第7号に規定する事業環境の整備の事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

(4) 法第7条第2項各号に掲げる者

2 前項第1号に掲げる市町村及び福島県は、同項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員として加えるとされていないものが、法第7条第3項に規定する主務省令で定める期間内に、前項第1号に掲げる市町村及び福島県に対して自己を協議会の構成員として加えるよう申し出た場合に、必要があると認めるときは、委員とすることができる。

3 第1項第1号に掲げる市町村及び福島県は、協議会の組織後に、必要があると認めるときは、同項第3号又は第4号に該当する者を委員として加えることができる。

4 委員は非常勤とする。

（公表）

第4条 協議会の公表は、前条第1項第1号に掲げる市町村及び福島県のホームページへの掲載等により行う。

（事務）

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に係る協議を行うこと。

(2) 同意基本計画に位置づけられた事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第3条第1項第1号に掲げる市町村の存する地域における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項の協議を行うこと。

(4) 関係行政機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関するを行うこと。

(役員及び職務)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

2 会長は、委員の中から互選により選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 役員任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

7 役員は非常勤とする。

(オブザーバー)

第7条 協議会は、第5条に規定する事務に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長が会議に招集し、発言を求めることができる。

(会議の招集)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は委員の4分の1以上の者から会議の招集の要請があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は委員の過半数の者が出席しなければ、開くことが出来ない。

2 会長は会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第10条 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、郡山市に事務局を置く。

(その他の必要事項)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成19年 月 日から施行する。

(別紙)

福島県県中地域産業活性化協議会委員名簿

郡山市
須賀川市
田村市
鏡石町
天栄村
石川町
玉川村
平田村
浅川町
古殿町
三春町
小野町
福島県 商工労働部 県中地方振興局 福島県ハイテクプラザ 福島県立郡山高等技術専門校
独立行政法人中小企業基盤整備機構 東北支部
(財)福島県産業振興センター
(財)郡山地域テクノポリス推進機構
日本大学工学部
郡山商工会議所
須賀川商工会議所
福島県商工会連合会中通り広域指導センター
東北電力(株)郡山営業所
(株)NTT東日本 - 福島 郡山支店
(株)東邦銀行郡山支店
(株)福島銀行郡山支店
(株)大東銀行